平成２４年（フ）第８３２号
北九州市小倉南区北方２丁目12番29号　201
債務者　上田　浩之
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８４０号
北九州市小倉北区高尾１丁目４番２―503号
債務者　末松　和子
1　決定年月日時　平成25年１月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８７３号
北九州市小倉北区鍛冶町２丁目１番７―703号
債務者　山下　直人
1　決定年月日時　平成25年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３５１号
盛岡市西青山２丁目８番35号、旧住所盛岡市青山１丁目２番15号
債務者　井上　京子
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第３５２号
盛岡市西青山２丁目８番35号
債務者　井上　国成
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２４５号
兵庫県明石市貴崎４丁目15番17―303号
債務者　永渕　竜司
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２７２号
兵庫県明石市魚住町中尾446番地
債務者　野口　祥子
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２６７号
富山市清水元町５番４―105号　ラフィネ清水Ｂ
債務者　島崎　芳久
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７６号
富山市本宮1078番地
債務者　山元　愛香
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８０１号
千葉県松戸市古ケ崎214番地の３　スカイハイツ203号
債務者　佐渡山幸恵（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８０９号
千葉県野田市七光台405番地の23
債務者　佐藤　洋一
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８１４号
千葉県柏市千代田３丁目１番27号
債務者　關口　裕之
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８１５号
千葉県柏市千代田３丁目１番27号
債務者　關口　啓子
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８２７号
千葉県柏市あけぼの２丁目８番64号　ジュネパレス柏第116―104号
債務者　篠崎　高朗
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８４８号
北九州市若松区高須南３丁目４番14―404号
債務者　西元恵美子
1　決定年月日時　平成25年１月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１９２４号
名古屋市西区市場木町521番地　千成第１交通社宅Ｃ３号
債務者　石原　正行
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８５号
山口市湯田温泉１丁目３番21号
債務者　田中　英子
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５７号
沖縄県名護市字屋部1017番地
債務者　平安山リエ子
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
那覇地方裁判所名護支部